# 令和5年度(2023年度) 介護サービス事業者等(福祉用具サービス) に対する集団指導

### 【対象サービス】

指定(介護予防)福祉用具貸与

指定特定(介護予防)福祉用具販売

指定介護機関

(介護予防)福祉用具貸与、特定(介護予防)福祉用具販売について、 生活保護法による介護扶助のための介護を担当する機関として指定 (みなし指定を含む。)を受けたもの



## 令和4年度(2022年度)集団指導のアンケート結果から

#### 【条例等の改正内容について解説してほしい】

令和6年度(2024年度)から義務化される事項を第2章で解説します。

- 1.業務継続計画(BCP)の策定
- 2.感染症の予防及びまん延の防止のための措置
- 3.虐待の防止

# 目次

- ▶ 第1章. 実地検査と監査について
- ▶ 第2章.
  介護サービス事業に関する検査結果等について
- ▶ 第3章. 指定介護機関に関する検査結果等について

# 第1章.

# 実地検査と監査について

よろしくお願い いたします。



#### 【内容】

- 1 1 基本方針
- 1 2 実地検査・監査の流れ
- 1-3 実地検査の重点項目
- 1 4 監査の重点項目
- 1-5 八王子市における行政処分事例
- 1 6 業務管理体制整備に関すること

## 1 - 1 基本方針

年度ごとに、 検査の対象を 八王子市が 選定します。

#### 【実地検査】

各法令等に基づき、以下の3点に主眼を置いて、定期的に 実施します。



指定基準等が遵守されているか

サービスの質が確保されているか

保険給付の請求等が適正になされているか

指摘を受けた場合は、速やかに改善をお願いします。

## 1 - 1 基本方針

### 【監查】

以下の状況が疑われる場合に実施します。

<u>重大な法令・指定基準等の違反</u> 不適切な運営及びサービスの提供

介護報酬の不正請求 不正の手段による指定等 高齢者虐待等

目的

介護保険制度及び老人福祉制度への信頼維持

利用者保護

日ごろから 適正な運営 をお願いし ます。

## 1 - 1 基本方針

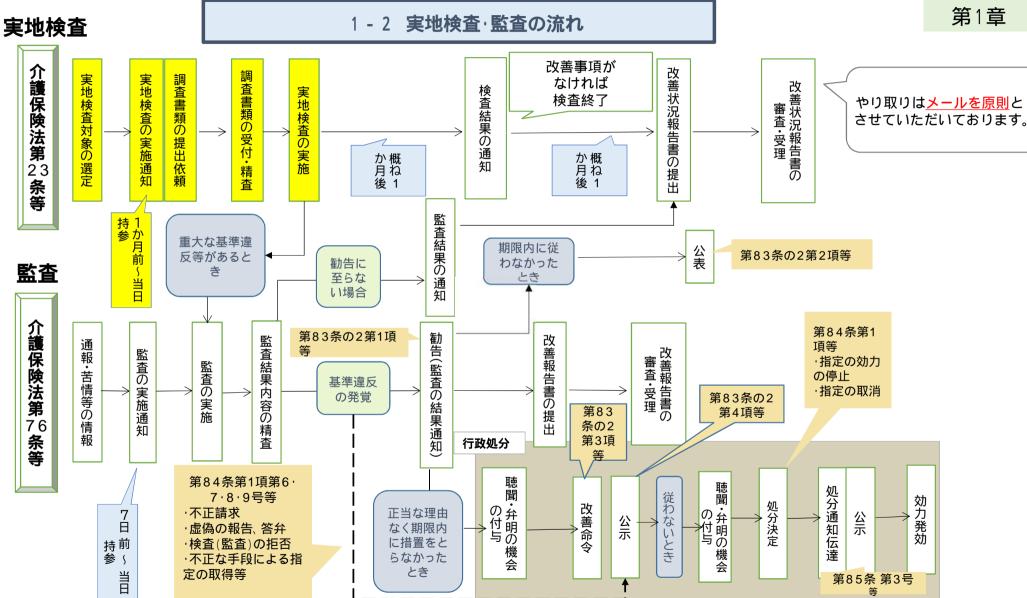
#### 【関係法令等】

- ▶ 老人福祉法(昭和38年法律第133号)
- ▶ 介護保険法(平成9年法律第123号)
- ▶健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号) 附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有する ものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法
- ▶ 生活保護法(昭和25年法律第144号)
- ▶ 本市条例及びその他の法令等の規定

詳しくは本集団指導公開ページにある、別紙「令和5年度(2023年度)八王子市老人福祉施設等及び介護サービス事業者等実地検査等実施方針」を参照ください。

#### 【場所】

市ホームページ > くらしの情報 > 高齢・介護・障害・生活福祉 > 社会福祉法人の認可等・社会福祉施設等の指導監査 > 介護サービス事業者等の指導監査 > 集団指導(福祉用具サービス)



### (1) 人員に関する基準



- ア 人員、設備及び運営に関する基準に定める職員の資格及び 員数を満たしているか。
- イ 架空職員をねつ造しているおそれはないか。
- ウ 有資格者により実施すべきサービスが無資格者により 実施されていないか。

### (2) 設備及び運営に関する基準



- ア 事業の運営を行うために必要な設備等を備え、適切に使用及 び管理しているか。
- イ 居宅サービス計画、個別サービス計画の作成、見直し及び 記録等が条例等に則して処理されているか。
- ウ 利用申込者又はその家族に対し、サービス内容についての 説明と同意は適切に行われているか。
- エ 高齢者虐待防止法に基づく身体拘束の廃止や、人権侵害の 防止に向けた取組が行われているか。

### (2) 設備及び運営に関する基準



- オ 苦情、事故、感染症及び食中毒があった場合に適切な対応が 行われているか。
- カ 非常災害時の対応について、消火、避難及び通報体制の 確保等の対策をとっているか。
- キ 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な業務を継 続できる体制を構築しているか。
- ク
  日常生活に要する費用等の取扱いが適切に行われているか。

## (3) 介護報酬の算定及び取扱い



介護報酬算定に関する告示、通知等を適切に理解した上で、 加算、減算等の基準に沿った介護報酬の請求が行われてい るか。

## 参考

### 具体的な検査項目について

実地検査で確認する検査項目(指導事項票)を以下の場所に公開しております。

表題	リンク
指導監査とは	https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/welfare/753963/8522844/p02 1594.html

自主点検等に ご活用ください。

# 1 - 4 監査の重点項目

- (1) 不正な手段により指定を受けていないか。
- (2) 無資格者によるサービス提供が行われていないか。
- (3) 人員基準違反等の状況の下サービス提供が行われていないか。
- (4) 架空、水増し等により不正な介護報酬請求が行われていないか。
- (5) 書類の提出や質問に対して虚偽の報告又は答弁を行っていないか。
- (6) 利用者からの利用料の受領は適切に行われているか。



# 1-5 八王子市における処分事例

虚偽報告は 処分が重く なりますので ご注意ください。



1 平成28年(2016年)6月9日付け 指定取消

(1)対象事業所、 処分理由 【(介護予防)訪問看護】

・・・・虚偽報告、不正な手段による指定

(2)返還額

1,207,339円(八王子市分のみ、加算額含む)

2 平成28年(2016年)11月13日付け 指定取消

(1)対象事業所、 処分理由

【(介護予防)訪問介護、第一号訪問事業】

・・・・人員基準違反、不正請求、虚偽報告、不正な手段による指定、不正不当行為、法令違反

(2)返還額

45,769,645円(八王子市分のみ、加算額含む)

# 1-5 八王子市における処分事例

併設している 同一法人の事業所 全てが監査対象と なることもありま す。

3 平成30年(2018年)3月15日付け 全事業所指定取消



#### ア 【(介護予防)訪問介護、第一号訪問事業】

・・・・不正な手段による指定、不正請求、虚偽報告、虚偽答弁、法令違反

#### イ【地域密着型通所介護、介護予防通所介護、第一号通所事業】

・・・不正請求、虚偽報告、虚偽答弁、法令違反

#### ウ【居宅介護支援】

···不正不当行為、不正請求、虚偽答弁

(2)返還額

25,075,870円(八王子市分のみ、加算額含む)



# 1-5 八王子市における処分事例

監査で不正が明らかになった場合、処分に加えて多大な返還額を支払う可能性もあります。

4 令和2年(2020年)1月14日付け 全事業所指定取消



#### ア【訪問介護、第一号訪問事業】

・・・不正請求、虚偽報告、法令違反

#### イ 【(介護予防)福祉用具貸与、特定(介護予防)福祉用具販売】

・・・・不正な手段による指定

#### ウ【居宅介護支援】

\*\*\* 職務遂行義務違反、不正請求、虚偽報告

(2)返還額

(1)対象事業所、

処分理由

21,124,200円(八王子市分のみ、加算額含む)

## 1 - 6 業務管理体制整備に関すること

#### 業務管理体制整備の内容

	事業所数 1		
	2 0 未満	20以上 100未満	100以上
法令遵守責任者の選任			
法令遵守マニュアルの整備	×		
法令遵守に係る監査 2	×	×	

- 1 事業所数は指定を受けたサービス種別ごとに1事業所と数えます。 (健康保険法の指定によるみなし事業所を除く)
- 2 事業者の監査部門等による内部監査又は監査法人等による外部監査 のどちらかによる。

# 1 - 6 業務管理体制整備に関すること

### 業務管理体制の整備に関する届出先

以上で 第一章を終了 します。

	区分	届出先
	指定事業所又は施設が3以上の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者	厚生労働省老健局
	指定事業所又は施設が2以上の都道府県に所在し、2以下の地方厚生局 の管轄区域に所在する事業者	主たる事務所の所在の都道府県
,	全ての指定事業所又は施設が東京都内のみに所在する事業者	東京都
	全ての指定事業所又は施設が八王子市内のみに所在する事業者	八王子市

# 第2章.

# 介護サービス事業に関する検査結果等について

基準を守って利用 者が安心できる サービスを!



#### 【内容】

- 2 1 令和4年度の検査結果の概要 (対象数、実地検査数、指摘事業所数(割合))
- 2-2 文書指摘事例 · 口頭指導事例
- 2-3 令和6年度から義務化される事項

この章で解説する事項の根拠となる法令等の条項については、ホームページに公開 している別紙【事例ごとの根拠条項】(指導監査課)参照

市ホームページ>くらしの情報>高齢·介護·障害·生活福祉>社会福祉法人の認可等·社会福祉 施設等の指導監査>介護サービス事業者等の指導監査>集団指導(福祉用具サービス)

# 2 - 1 令和4年度の検査結果の概要 (対象数、実地検査数、指摘事業所数(割合))

#### 令和4年度

#### 指定介護機関としての検査

	福祉用具貸与	介護予防 福祉用具貸与	特定福祉用具販売	特定介護予防 福祉用具販売	福祉用具貸与 (予防含む)	特定福祉用具販売 (予防含む)
対象数	31	31	31	31	62	62
実地検査数	5	5	5	5	10	10
文書指摘 指摘事業所数 (割合)	5 (100 <b>%</b> )	5 (100%)	<b>4</b> (80 <b>%</b> )	5(100%)	0	0
(割合) 口頭指導 (割合)	5 (100%)	<b>4</b> (80 <b>%</b> )	<b>5</b> (100 <b>%</b> )	4(80%)	0	0

## 2 - 2 文書指摘事例 ア-(介護予防)福祉用具貸与計画及び 特定(介護予防)福祉用具販売計画の作成

#### 【法令等

福祉用具専門相談員は、(介護予防)福祉用具貸与、特定(介護予防)福祉用具販売の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容、サービスの提供を行う期間(介護予防のみ)等を記載した(介護予防)福祉用具貸与、特定(介護予防)福祉用具販売計画を作成しなければならない。この場合において、利用者が(介護予防)福祉用具貸与と特定(介護予防)福祉用具販売を併せて利用するときは、それぞれの計画を一体のものとして作成しなければならない。

#### 【指導事例】

- \*介護予防福祉用具貸与計画書、特定介護予防福祉用具販売計画書に、サービスの提供を行う期間が記載されていない。
- \*利用者が、福祉用具貸与と特定福祉用具販売を併せて利用しているにもかかわらず、福祉用具貸与計画 及び特定福祉用具販売計画を一体のものとして作成していない。
- 「一体のもの」とは・・・ 同一の書類に、福祉用具貸与と特定福祉用具販売の内容を記載することを意味します。

# 2 - 2 文書指摘事例 イ-事故発生時の対応について

#### 【法令等】

事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡し、必要な措置を講じるとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、また、利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

#### 【指導事例】

\*事故発生時に市に対して報告をしていない。

- ・事故発生時の対応をあらかじめ定めておくこと
- ・損害賠償保険に加入しておくか、若しくは必要な賠償資力を保持するよう努めること
- ・再発防止の対策を講じること

事故報告の詳細については、 「事故発生時の報告について」 を視聴してください。



## 2 - 2 文書指摘事例 ウ-秘密保持

#### 【法令等】

サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、 利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により 得ておかなければならない。

家族代表の欄がないケースが見受けられます。

【利用者】 住所 氏名
【代理人又は代筆者】 <u>住所</u> <u>氏名</u>
【家族代表】 住所 氏名

#### 【指道事例】

\*個人情報を用いる場合の利用者及び家族の同意を、あらかじめ文書により得ていない。



# 2 - 2 口頭指導事例 ア-内容及び手続の説明及び同意(重要事項説明書)

#### 【法令等】

サービスの提供の開始に際し、重要事項説明書を交付して説明を行い、文書により同意を得ること。

重要事項説明書には、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる事項(秘密の保持、事故発生時の対応、苦情処理の体制及び手順等)を記載すること。

#### 【指導事例】

- \*重要事項説明書の内容に不備がある。
  - ・事故発生時の対応(連絡・記録・賠償)がない。
  - ・苦情処理の体制及び手順が整備されていない。
  - ・通常の事業の実施地域の記載が運営規定と異なる。

# 2 - 2 口頭指導事例 イ-勤務体制の確保等

#### 【法令等】

事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、福祉用具専門相談員については、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係を明確にすること。

#### 【指導事例】

- ・常勤・非常勤の別が明確ではない。
- ・管理者との兼務関係が明確ではない。



・市ホームページに、参考様式を掲載しています。ぜひご活用ください。

<u>トップ > 事業者の方へ > 介護事業所・高齢者施設の開設・届出等 > 介護サービス・高齢者施設事業者</u>の方へ > 参考様式集約等 > 参考様式一覧

・参考様式と同じ内容が網羅されていれば、各事業所における別の様式でも可

## 2-3 令和6年度から義務化される事項 業務継続計画 (BCP) の策定

#### 業務継続計画(Business Continuity Plan)とは・・・

自然災害、感染症等の不測の事態が発生した場合に備えるために、身体、生命の安全確保に加え、重 要な事業を中断させない、また、中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針・体制・手 順を示した計画のこと。

#### 【令和6年4月1日から義務化となる事項】

- 1.業務継続計画(BCP)の策定 2.定期的な研修及び訓練の実施
- 3. 定期的なBCPの見直し



なぜ、BCPの策定が必要なのか?

介護サービスは、要介護者、家族等の生活を支える上で 欠かせないものであり、大規模災害や感染症の大流行に対し、 介護施設・事業所において適切な対応を行い、 利用者に必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築することが 重要だからです。

## 2-3 令和6年度から義務化される事項 ア 業務継続計画(BCP)の策定

1.業務継続計画(BCP)の策定

#### 主なポイント

一体的に策定することも可能

#### 記載する項目

#### 【感染症に係るBCP】

平時からの備え

(体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等)

初動対応

感染拡大防止体制の確立

(保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等)

#### 【災害に係るBCP】

平常時の対応

(建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等)

緊急時の対応

(業務継続計画(BCP)発動基準、対応体制等)

他施設及び地域との連携

## 2-3 令和6年度から義務化される事項 ア 業務継続計画(BCP)の策定

#### 2. 定期的な研修及び訓練の実施

#### 主なポイント

#### 研修

感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、 平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うこと。

<u>定期的(年1回以上)</u>な教育を開催するとともに、<u>新規採用時</u>には別に実施することが望ましい。研修の実施内容は記録すること。

感染症のBCPに係る研修は、感染症の予防及びまん延の防止に係る研修と一体的に実施することは差し支えないこと。

#### 主なポイント

#### 訓練

事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を <u>定期的(年1回以上)</u>に実施すること。<mark>訓練の実施内容についても記録すること。</mark>

感染症のBCPに係る訓練は、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に 実施することは差し支えないこと。

訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせること。

## 2-3 令和6年度から義務化される事項 業務継続計画 (BCP) の策定

#### 3. 定期的なBCPの見直し

研修や訓練での課題等も踏まえて、定期的に計画の見直しを行い、必要に応じて



#### <評価>

研修や訓練等の取組によって目指す姿や 目標が達成されたか、取組の価値を判断し、 課題の抽出を行う

## 2-3 令和6年度から義務化される事項 ア 業務継続計画(BCP)の策定

#### <リンク集>

作成	表題	リンク
八王子市	BCP(業務継続計画について)	https://www.city.hachioji.tokyo.jp/jigyosha/011/003/002/p0313 51.html
厚生労働省	介護施設・事業所における業務 継続計画(BCP)作成支援に関する 研修	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo/koureisha/douga/00002.html

厚生労働省のホームページには、各サービスにおける業務継続計画の例示入 りひな形や、業務継続ガイドライン、研修動画が公開されています。 計画策定の際の参考にしてください。



以上で業務継続計画 (BCP)についての解 説を終わります。

# 2-3 令和6年度から義務化される事項イ 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

#### 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、以下に掲げる措置を講じることが義務付けられました。

#### 【令和6年4月1日から義務化となる事項】

- 1.感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(以下「感染対策委員会」)の開催
- 2.感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備
- 3.感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の実施



#### なぜ、これらの措置が必要なのか?

高齢者や特定疾病のある方が過ごす介護施設や事業所で感染症がいったん発生すると、 集団発生(クラスター)となる可能性があります。

また、職員が感染症を媒介するリスクがあることについても理解する必要があります。このため、日頃から感染防止を実践する組織的な体制を整備し、適切に対応することが重要だからです。

# 2-3 令和6年度から義務化される事項イ 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

#### 1. 感染対策委員会の開催

#### 主なポイント

#### 感染対策委員会

感染症対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましいこと。 (「感染症対策の知識を有する者」については外部の者も含め積極的に参画を得る ことが望ましい。)

構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、感染対策担当者を決めておかなければならないこと。

感染対策委員会は<u>定期的(おおむね6月に1回以上</u>)に開催し、その結果を従業者に <u>周知</u>すること。

(感染症が流行する時期等を勘案し必要に応じ随時開催すること。)



感染対策委員会はテレビ電話等を利用して行うことも可能です。その際は本項目の最後に案内するリンク集掲載のガイドライン等を遵守してください。

# 2-3 令和6年度から義務化される事項イ 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

#### 2.指針の整備

#### 主なポイント

#### 記載する項目

平常時の対策及び発生時の対応を規定すること。

平常時:事業所内の衛生管理(環境の整備等)、ケアにかかる感染対策(手洗い、標準的

な予防策)等。

発生時:発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所・市町村等関係機関との

連携、行政への報告等。

発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記して

おくこと。



指針の各項目の記載内容の例については、本項目の最後に案内するリンク集掲載の手引きを参照してください。

# 2-3 令和6年度から義務化される事項イ 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

#### 3. 研修及び訓練の実施

#### 主なポイント 研修 感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、事業所における指針 に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うこと。 <u>定期的(年1回以上)</u>な教育を開催するとともに、<u>新規採用時に</u>は別に実施することが 望ましい。研修の実施内容を記録すること。 (研修の実施は、 厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等 を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えない。) 主なポイント 訓練 発生時の対応について、訓練を<u>定期的(年1回以上)</u>に実施すること。 (訓練においては、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、役割分担の確認や 感染対策をした上でのケアの研修等を実施すること。) 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施する ものを適切に組み合わせること。訓練の実施内容は記録すること。

## 2 - 3 令和6年度から義務化される事項 イ 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

#### <参考資料・リンク集>

作成	表題	リンク
個人情報保 護委員会 厚生労働省	医療・介護関係事業者における個 人情報の適切な取扱いのためのガ イダンス	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/00000272 72.html (上記リンクの医療分野欄にあります。)
厚生労働省	医療情報システムの安全管理に関 するガイドライン	https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000516275_00006.html (第6.0版)
厚生労働省	介護現場における感染症対策の手 引き	https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000814179.pdf
厚生労働省	介護施設・事業所の職員向け感染 症対策力向上のための研修教材	https://www.mhlw.go.jp/content/000710965.pdf (研修のお知らせ(その3))

以上で感染症の予防 及びまん延の防止の ための措置について の解説を終わります。

#### 虐待の発生又は再発の防止

事業者は、高齢者の尊厳の保持、高齢者の人格の尊重のために、以下の虐待防止に係る措置を講じることが義務付けられました。

#### 【令和6年4月1日から義務化となる事項】

- 1. 虐待防止のための対策を検討する委員会(以下「虐待防止検討委員会」)を定期的に開催し、その結果を周知すること
- 2. 虐待防止のための指針を整備すること
- 3. 虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置くこと
- 4.運営規程に「虐待の防止のための措置に関する事項」を定めること



「虐待防止のための研修」(年1回以上&新規採用時)について、 八王子市は**令和3年度**から既に義務化されています。

#### 1. 虐待防止検討委員会

#### 主なポイント

#### 虐待防止検討委 員会

管理職を含む幅広い職種で構成し、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、発生した場合 はその再発を確実に防止するための対策を検討する。

構成メンバーの責務及び役割分担を明確にし、定期的に開催すること。 (事業所外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。)



当該委員会は、他の会議体と一体的に設置・運営することや、他のサービス事業者との連携により行うことも可能です。

当該委員会はテレビ電話等を利用して行うことも可能です。その際は 感染対策委員会と同様にガイドライン等(最後のページにリンクを掲載 します)を遵守してください。

#### 1. 虐待防止検討委員会

#### 主なポイント

#### 委員会で検討す べき内容

虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること。

虐待の防止のための指針の整備に関すること。

虐待の防止のための職員研修の内容に関すること。

虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること。

従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法 に関すること。

虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関する こと。

再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること。

#### 1. 虐待防止検討委員会

検討して得た結果(事業所における虐待に対する体制、再発防止策)は従業者に周知徹底を図る必要があります。

一方、 虐待等の事案については、 虐待等に係る諸般の事情が、 複雑かつ機微な ものであることが想定されるため、 その性質上、 一概に従業者に共有されるべき 情報であるとは限られず、 個々の状況に応じて慎重に対応することが重要です。



小規模事業所であっても、虐待はあってはならないことであり、高齢者の尊厳を守るため、関係機関との連携を密にし、規模の大小に関わらず、委員会・研修を定期的に実施してください。

第2章

## 2 - 3 令和6年度から義務化される事項 ウ 虐待の防止

#### 2.虐待防止のための指針の整備

#### 主なポイント

#### 盛り込む項目

事業所における虐待の防止に関する基本的な考え方 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 成年後見制度の利用支援に関する事項 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 その他虐待の防止の推進のために必要な事項

#### 3. 虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置くこと

#### 主なポイント

#### 虐待防止検討委 員会

ここまでの措置を適切に実施するための専任の担当者を配置すること。 (虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。)

4. 運営規程に「虐待の防止のための措置に関する事項」を定めること

#### 主なポイント

運営規程に記載 する項目 組織内の体制

(責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法 等

#### 記載例

(虐待防止に関する事項)

- 第 条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 介護支援専門員に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号における措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 2 事業者はサービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

通常、運営規程の変更については、高齢者いきいき課への届出が必要となっていますが、虐待の防止に関する事項の追加に関しては、<u>届出は不要</u>となっています。



#### <参考資料・リンク集>

作成	表題	リンク
個人情報保 護委員会 厚生労働省	医療・介護関係事業者における個 人情報の適切な取扱いのためのガ イダンス	<u>https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/00000272</u> 72.html (上記リンクの医療分野欄にあります。)
厚生労働省	医療情報システムの安全管理に関 するガイドライン	<u>https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000516275_00006.html</u> (第6.0版)
厚生労働省	高齢者虐待防止の基本	https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/1.pdf



### 2-3 令和6年度から義務化される事項(参考)

#### 【最後に】

ア~ウの令和6年度から義務化される事項について 別途注意喚起のチラシを公開しています。 是非、参考にしてください。



#### <公開場所>

<u>市ホームページ > くらしの情報 > 高齢・介護・障害・生活福祉 > 社会福祉法人の認可等・社会福祉</u>施設等の指導監査 > 介護サービス事業者等の指導監査 > 集団指導(福祉用具サービス)

## 第3章.

## 指定介護機関に関する検査結果等について

#### 【参考】

八王子市では、生活保護法による介護扶助のための介護を担当する機関として指定(みなし指定を含む。)を受けている場合には、介護サービス事業所への実地検査だけではなく、指定介護機関への実地検査も実施します。

最後に指定介護機関について説明します。

## 文書指摘事例 「生活保護指定(介)」の標示(指定介護機関)

#### 掲示例

#### 【法令等】

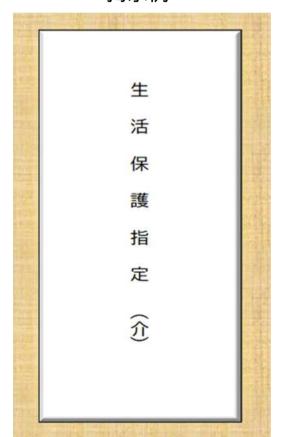
指定介護機関は、様式第三号(生活保護法施行規則第13条) の標示を、その業務を行う場所の見やすい箇所に掲示しな ければならない。この標示の規格は、縦125ミリメートル、 横55ミリメートル程度とする。

#### 【指導事例】

\*「生活保護指定(介)」の標示を掲示していない。

#### 【根拠法令】

生活保護法施行規則第13条 生活保護法施行規則樣式第三号(第13条関係)



## 令和5年度(2023年度) 介護サービス事業者等(福祉用具サービス) に対する集団指導は以上となります。

最後に、ケア倶楽部で公開しているアンケートへの回答をお願いいたします。

集団指導開催期間中での回答をもちまして、受講完了とさせていただきます。



